

職員組合交渉概要	
交渉日時	平成29年2月9日（木）13:30～
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当の経過措置の廃止について ・健康管理に係る職務専念義務の免除の特別休暇への制度化について
労使の別	主張の要旨
市	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当の経過措置廃止について。 ・通勤手当の経過措置については、平成28年10月から施行しているが、現在のところ【当分の間】ということで規定しており、終了時期については定めていない状況。今回の協議において、この経過措置の廃止時期について定めたいと考える。 市としては、【平成29年度末をもって経過措置を廃止する】ということで提案する。 ・健康管理に係る職務専念義務の免除の特別休暇への制度化について。 ・人間ドックの受診や健康診断後の精密検査等については、これまで、職務に専念する義務を特例的に免除し、その実施を認めてきた。 ・今回の協議では、これを正式に特別休暇の一つとして位置づけようとするもの。 <p>実態上の内容については、大きな変更はないが、制度上の扱いは勤務条件の一つである特別休暇の新設となりますことから、協議とする。</p>
組合	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年10月から導入されていた通勤手当の経過措置について「当分の間」としてきたものを、この時期に変更したい理由は何か。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・あくまで経過措置として運用してきたが、廃止時期が定まっていない状況で運用するのは適正ではないと考え、平成29年度末で1年半経過するので、妥当な時期と判断し、早めに提案するもの。 ・監査より期限を定めない経過措置について検討すべき旨の意見が出されており、今後、議会や監査からご指摘をいただくことも考えられることから、終了時期を定めることを提案する。
組合	<ul style="list-style-type: none"> ・いったん持ち帰り、過去の経緯等を再度確認し、検討させていただきたい。 ・健康管理に係る職務専念義務の免除から特別休暇に変更する理由は何か。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・職務専念義務についてはあくまでも特例的なものとしているので、健康診断等は特別休暇として制度化したほうが、明確になるものと考え変更するもの。
組合	<ul style="list-style-type: none"> ・制度化することで不利益は生じず、職員の権利が維持できるということで良いのか。それであれば、健康管理に係る職務専念義務の免除の特別休暇への制度化については、即時妥結とする。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当の経過措置については持ち帰り検討、健康管理に係る職務専念義務の免除の特別休暇への制度化については、妥結。